

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2375号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955  
発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

はがきや手紙が苦手な旧友  
知人から、どういうわけか便  
りが届く。

「定年です。かねての念願  
どおり、愛用のショウチュウと文庫  
本を道づれにして旅に出ています。  
充実した毎日。初秋の にて」  
というのもあった。簡明な文章  
に、定年のさわやかな解放感が  
あふれていた。

そういえば、近年、景気不景  
気に関係なく個人の手紙がふえてい  
る。この十年間に、一八%前後も伸  
びていると関係者はいつている。

原因は携帯電話などのEメールに  
あるらしい。Eメールで単純なやり  
とりをしているうちに、それだけで  
は十分意をつくせない。そこで、より  
複雑なコミュニケーションを求めて



秋のスケッチ

### 手紙

手紙を書くようになる。簡単なもの  
はEメールで、より複雑なものは手  
紙でと使い分けが広まっているので  
はないかというのである。新しい手  
紙の時代がきているのかもしれない。  
複雑なことを簡単にした名人がい  
る。明治の作家の斎藤緑雨である。  
風刺のきいた評論でも知られていた

が、文筆だけの生活はやはり苦し  
い。「筆は一本なり筆は二本なり衆  
寡敵せず」と、その貧乏を嘆いたの  
はよく知られている。

その緑雨から東京帝国大学教授の  
上田万年のところへ手紙が届いた。  
巻紙の初めに「拝啓」とあり、あと  
はなにも書かず白紙、ただ「草々」

とあるだけである。Eメールどころ  
ではない。国語学者でもある上田万  
年先生は、この不思議な手紙をしば  
らく見つめていたが、やがてくすく  
すと笑いながら「わかった」といっ  
たという。

手紙の意味するところは、文章に  
するのにも恥ずかしい。とにかく意  
あるところを察してほしい  
はやくいえば「お金をこつこつ  
てほしい」というものだった。

いいたいことを一言もいわずに相手  
に理解させる。相手もまたその諧謔  
を理解して面白がる。新しい手紙の  
時代といっても、こつはいくかどつ  
か。

単純な形式に複雑な内容を盛るほ  
ど難しいものはない。  
(エッセイスト 山本兼太郎)

### もくじ

政 策	男女共同参画社会の実現に向けて = 内閣府男女共同参画局 .....
政 策	特殊法人向け支出削減、都市再生に力 = 平成14年度国土交通省予算概算要求重点施策〔解説〕.....
活 動	平成12年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告 .....
情 報	カプセルNOW & NEW .....
随 想	故郷と十二支 .....
情 報	政策レーダー .....

宮崎県町村会長・北方町長 佐藤嘉紘.....

# 男女共同参画社会 の実現に向けて

内閣府男女共同参画局

## 概 略

我が国の社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある社会を実現するためには、女性も男性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮することができ、男女共同参画社会の実現が不可欠で

ある。ここでは、内閣府における男女共同参画社会の実現に向けた施策の概略について紹介する。

### 1、推進体制

平成十三年一月、中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置された。この内閣府で国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、新たに男女共同参画会議及び男女共同参画局が設けられ、組織の拡充が図られた。

また、従来から、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚から構成される男女共同参画推進本部が設置されている。最近の主な動きとしては、国の審議会等における女性委員の登用の促進、女性国家公務員の採用・登用の促進、男女共同参画週間等について本部決定を行った。

なお、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、住民に身近な行政を行う地方公共団体及び民間団体、国際機関等とも連携を図りつつ、様々な取組を進めているところである。

### 2、男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、平成

十一年六月に公布・施行された。本法律は、男女共同参画社会の形成に關し、「基本理念」を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の「責務」を明らかにするとともに、国に基本計画の策定を義務付ける等、男女共同参画社会の形成の促進に関する「施策の基本となる事項」を定めている。

### 3、男女共同参画基本計画に基づく取組等

男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、平成十二年十二月に閣議決定された。本計

画は、一一の重点目標を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」として平成二十二年（西暦二〇一〇年）までを見通した長期的な施策の方向性を、また、「具体的施策」として平成十七年（西暦二〇〇五年）度末までに実施する具体的施策をそれぞれ記述している。現在、政府一体となつて、本計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、広報・啓発、女性に対する暴力の根絶に向けた取組等、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

## 男女共同参画会議の動き

本年一月六日の中央省庁等改革により、内閣府に男女共同参画会議が発足した。同会議は、内閣府の重要政策に関する会議の一つであり、男女共同参画審議会を発展的に継承したものである。構成としては、内閣官房長官を議長とし、議員については国務大臣が二名、学識経験者が一・二名の、計二四名からなっている。現在までに四回会議が開催されており、仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行に向けた意見、「男女共同参画会議における監視の実施方針」、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成十三年度の活動方針について」が決定されている。

また、専門の事項を調査するため

必要があるときは、専門委員を任命し、会議の下に専門調査会を設置することができる。この専門調査会については、既にその任務を終えた「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」の他、現在、「基本問題専門調査会」、「女性に対する暴力に関する専門調査会」、「苦情処理・監視専門調査会」、「影響調査専門調査会」の四つが設置されている。

基本問題専門調査会は、男女共同参画の基本的な考え方にかかわるもの、及び基本的な考え方にかかわりが深く国民の関心も高い個別の重要課題について調査検討することとしており、十月には、選択的夫婦別氏制度について、これを導入する民法改正が進められることを心から期待するとした中間的な取りまとめを行ったところである。

政 策

女性に対する暴力に関する専門調査会は女性に対する暴力全般、具体的には、男女共同参画基本計画で取り上げている、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭に置きつつ、今後の施策の在り方などについて検討を行うこととしている。

苦情処理・監視専門調査会は、政府の施策を始めとして、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させる観点から、各府省において男女共同参画基本計画が着実に実施されているかについて検討を行うこととしている。

影響調査専門調査会は、政府の施策を始めとして、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させる観点から、女性のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度など、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて検討を行うこととしている。

仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会は、仕事と子育ての両立支援策は我が国の社会にとって非常に重要なことの認識の下、本会議に初めて設置された専門調査会である。本専門調査会は六月に最終報告を行い、これをもって専門調査会としての任務を終了している。さらに、これに基づき七月には、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定されている。

閣議決定では待機児童ゼロ作戦や放課後児童対策などについて具体的

達成数値目標を盛り込み、基本的に平成十三・十四年度中に開始し、遅くても平成十六年度までに実施し、

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行について

平成十三年四月六日、いわゆる議員立法により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が成立し、十月十三日、一部を除き施行された。

この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている。

法律の対象は女性に限っていないが、被害者の多くが女性であることから、前文において、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であることに言及するなど、女性被害者を念頭に置いた規定となっている。

この法律の大きな柱として、配偶者暴力相談支援センターと保護命令が挙げられる。

配偶者暴力相談支援センター(施行は平成十四年四月一日)

配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)とは、都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設において果たす機能の名称である(第三条第一項)。具体的には、

- ・ 相談及び相談機関の紹介
- ・ カウンセリング
- ・ 被害者及びその同伴家族の一時

さらに、これらの事業については、特段の配慮をしなければならないを確保し、緊急に実施することとしている。

保護

各種情報提供その他の援助などの業務を行う(第三条第二項)。また、その他の適切な施設とは、都道府県が自主的に設置する女性センターや福祉事務所などが念頭に置かれている。

なお、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から民間シエルターなどに委託して行うかのどちらかになる(第三条第三項)。

保護命令

保護命令とは、被害者を守るため、裁判所が加害者に対し出す命令のことである。接近禁止命令と退去命令の二種類が用意されている(第十条)。

接近禁止命令とは、加害者に対し、六か月間、被害者につきまったり、住居、勤務先など被害者が通常いる場所の近くをはいかひすること禁止するものである。

退去命令とは、加害者に対し、二週間、家から出ていくよう命ずるものである。退去命令は、夫婦が生活の本拠を共にする場合に限り出すことができる。

保護命令は、被害者が、暴力を受けた状況、支援センターや警察への相談事実等を記載した申立書を作成

し、地方裁判所に対し申立てを行う(第一条、第二十一条第一項)。申立を受けて裁判官は、支援センターや警察から相談記録を取り寄せ、基本的にはこの相談記録を基に迅速に裁判を行うこととなっている(第一、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)。

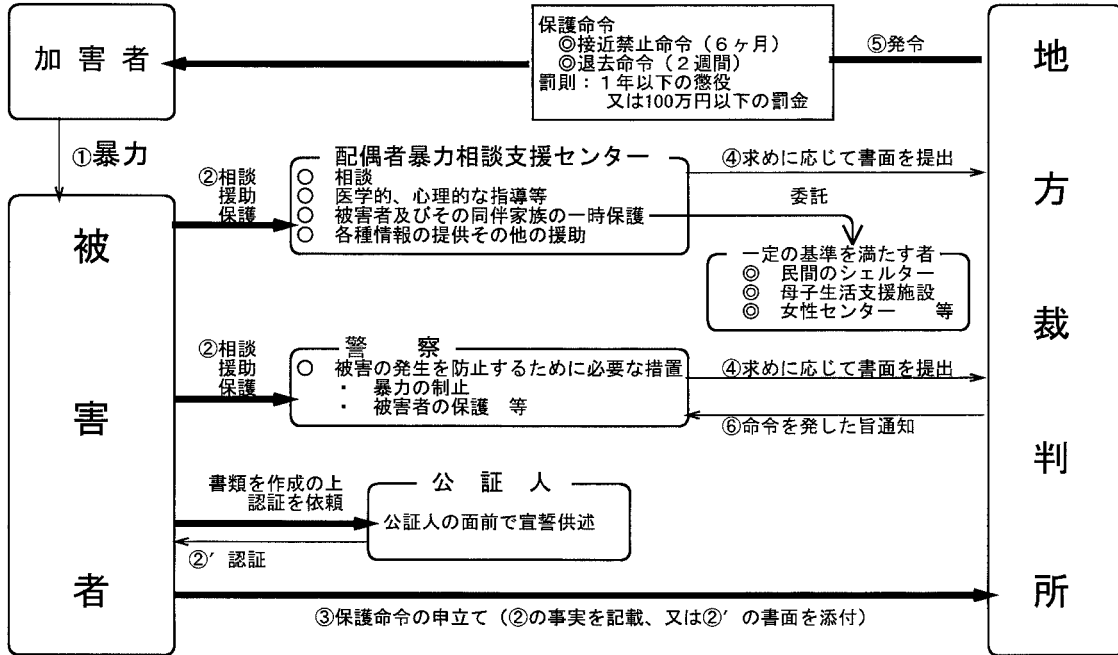
保護命令に違反した場合は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる(第三十条)。

そのほか、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないことが規定されている(第六条第一項)。配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多いことから、発見するのが困難な上、被害者も様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられる。被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、法律では、このように規定されている。また、配偶者からの暴力を発見する機会が多い医療関係者については、本人の意思を尊重しつつ、守秘義務違反に問われることなく、通報ができることとなっている(第六条第二項、第三項)。

国及び地方公共団体の役割として、

- ・ 職務関係者の対する研修及び啓発(第二十三条第二項)
- ・ 教育及び啓発(第二十四条)

図：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律フローチャート



・調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上(第二五条)

地方自治体における施策の推進について

・民間の団体に対する援助(第二六条)  
などが規定されている。(上図参照)

男女共同参画社会の実現に当たっては、国のみならず、住民に身近な地方公共団体の取組が重要である。ここでは、地方公共団体における施策の推進状況について紹介する。

1、計画の策定

男女共同参画社会基本法では、都道府県は男女共同参画計画を定めなければならないこと、市町村は市町村男女共同参画計画を定めるように努めなければならないことが定められている。都道府県及び政令指定都市については、全てに男女共同参画に関する計画があるが、市町村については、平成十三年四月一日現在で、計画を策定している市町村(政令指定都市を含む。)は六二五と、全市町村の一九・二%にとどまっている。なお、内閣府では、地域において施策を推進していく上で計画の策定が有効であることから、市町村において計画の策定に資するよう手引を作成し、提供しているところである。

2、条例

地方自治体において、男女共同参画に関する条例の制定が進んでいる。男女共同参画局で把握している限りでは、八月二十日現在で、一三

都道府県・二政令指定都市・一五市町村において制定されている。

3、政策・方針決定過程における男女共同参画

地方議会における女性議員についてみると、現在は、女性比率は六・五%であり、徐々に高まっている。女性議員のいない地方議会に着目すると、二都道府県議会には女性議員がおり、また、市・区議会では、六七市において女性議員がいない。また、町村議会のうち、一、三六二町村において女性議員がいない。審議会等における女性委員の登用や女性公務員の登用等を含め、政策決定の場における女性の参画を進めていきたい。

4、男女共同参画宣言都市

これまでに六〇の市町村が男女共同参画宣言都市となり、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組んでいる。このうち、平成十三年度までに三七の自治体が国との共催により男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している。今後とも、地方自治体において、より一層、男女共同参画社会づくりに向けた積極的な取組が進められることを期待する。

政 策

解 説

平成14年度

国 土 交 通 省

予算概算要求重点施策

# 特殊法人向け支出削減、都市再生に力 概算要求額 7兆9,181億円

国土交通省の平成十四年度予算概算要求は総額で七兆九、一八一億三、五〇〇万円となった。公共投資は政府全体で一割の削減が決まっているが、要求段階では前年度同額までが認められており、これに沿って七兆二、九八四億七、七〇〇万円が計上された。このうち、約五兆〇、九六七億円は、都市再生などの重点七分野に充てる。

特殊法人改革では、所管法人向けの国費支出を一〇％減らす。小泉純一郎首相は、日本道路公団など国土交通省所管の特殊法人の見直しについて、十一月中旬に方針を固めたい考えだ。

予算編成の焦点となる道路特定財源をめぐっては、概算要求段階で連続立体交差事業で、自治体負担分を、鉄道事業者が一時的に立て替える場合の無利子貸し付け創設、環状道路の整備に向けて、土地開発公社に対する無利子貸し付けを創設、低公害車の技術開発一に用途を拡充する方針を示した。

## 公庫融資は五万戸減

概算要求のうち住宅局は、事業費ベースで前年度比一九・〇％減の一〇兆四、六八一億二、五〇〇万円。国費ベースだと一兆一、一七五億七、二〇〇万円で三・〇％の減となった。都市再生に重点を置く政府全体の方針に沿って、市街地再開発などの事業に重点を置いている。

来年度の公的住宅建設計画戸数は、六一万七、四〇〇戸で、前年度比五万〇、六〇〇戸減らす。特に、住宅金融公庫は融資枠を五万戸減の五〇万戸に減らすとともに、融資の上限率を最大八割までとする。融資の上限率は年収で区分する考えで、

具体的には、年収八〇〇万円超なら上限五割に、八〇〇万円以下なら八割までとする。

公共住宅の供給については、建て替えを重視。その際、保育所などとの併設を原則とする。計画立案や事業の実施に民間活力を導入するPFI方式の活用も進める考えだ。

都市再生に関連した密集住宅市街地の整備では、震災時に倒壊する危険性の高い住宅について耐震改修工事を行う場合の補助制度を創設したい考えだ。

老朽化マンションへの対策にも取り組む。築三〇年を超える分譲マンションは一二万戸。これが一〇年後には一挙に九三万戸まで増える。同

省は、有識者による委員会を設け、建て替えを容易にするための法制度を検討中だ。これに関連して、概算要求には、建て替え方針の策定費や調査設計計画費などへの補助を盛り込んだ。

一方、特殊法人改革で、都市基盤整備公団も業務を見直す。公団は敷地の整備にとどめ、民間が住宅を建設・管理する方式を原則とする。民間供給支援型賃貸住宅制度(四〇〇〇戸)を創設する。

## 民間の大規模プロジェクト支援

都市整備関係の平成十四年度予算概算要求額は、国費ベースで前年度比一・七％増の二兆〇、五一億八、一〇〇万円(事業費ベースだと、ほぼ前年度並みの四兆三、九二億一、八〇〇万円)。

民間事業者が都市再生につながるような大規模開発を行う場合、道路や橋りょうなどの整備が必要になる。これらを、自治体に代わって先行的に事業者が立て替え整備する場合、民間都市開発推進機構を通じて必要な資金を無利子で貸し付ける制度を創設する。後に自治体は国庫補助も活用しながら負担分を分割で支払う仕組みだ。

地域の創意工夫を生かしたまちづくりの推進では、統合補助金を活用した「まちづくり総合支援事業」を大幅に拡充する。民間非営利団体(NPO)などが行う、景観に配慮した建物の整備なども支援する。



### 低公害車の普及、 土壤汚染対策も

総合政策局関係では、低公害車の普及など環境対策に取り組む。自治体や運送事業者の車両を調達する担当者に對し、低公害車の最新情報を提供する「メールマガジン」を発行。都市部の交通量を計画的に調整する「交通需要マネジメント」の実証実験も拡充し、現在はディーゼル車が中心の幹線物流について、低公害車を使った共同集配などを実施する事業者の取り組みを後押しする。

公共事業や宅地供給における土壤汚染対策も強化。環境省とも連携し、土地の利用形態に応じて適切に処理する方法を確立するほか、過去の汚染・浄化歴の有無について情報開示するルールづくりも乗り出す。

駅周辺や公共交通機関のバリアフリー対策も充実。電動の三輪車を使っているお年寄りや身体障害者らが公共交通を利用しやすい環境づくりに向け、エレベーターエスカラーターの規格づくりに乗り出す。また、交通バリアフリー社会への関心を高めてもらうため、アイマスクを使った視覚障害者の疑似体験や、介助体験などを行う交通バリアフリー教室の開催地も、今年度の十力所から大幅に増やす。

### 市町村合併を支援

道路局関係では、新たな施策として市町村合併支援道路事業(仮称)を創設する。平成十六年度までに合

併予定の市町村が、エリア内のアクセスの不便などを改善するトンネルや橋、道路の整備を重点的に支援して市町村合併を誘導する。都道府県負担についても交付税措置を行う方向だ。

全国で六百万力以上ある道の駅のサービス内容や施設のバリアフリー状況などを基準として、第三者が評価する「格付け」も実施し、レベルアップにつなげる。

このほか、ピーク時は一時間に四十分以上も遮断する「開かずの踏切」対策では、平成二十二年度までに現在の千力所から半減させるとした目標達成に向け、立体交差化などの改良に全力を挙げる。

公共事業改革の取り組みでは、主要な道路整備事業の進りよく状況を毎年点検・公表し、計画から大幅に遅れている場合、ペナルティーとして優先度の高い別の路線に予算を重点投資することなどを柱とする。「五年で見える道づくり」事業を展開する。国道のほか都道府県や市町村の主要幹線道路でも実施する方針だ。

また、救急医療機関への搬送時間の短縮や渋滞による損失時間の解消といった国民に分かりやすい「アウトカム指標」を使い、道路事業の評価・検証する手法も積極的に取り入れる。

特殊法人改革の焦点となっている日本道路公団など道路四公団の民営化に關連し、現行の有料道路方式を見直し、高速道路の建設に税金を投入する新たな整備手法も検討する。

### 女性や高齢者の 在宅勤務支援

国土計画局関係では、国土地理院と連携し、官民が保有する航空写真や衛星画像の所在を確認・検索できるシステムを構築する。コンピュータ画面上にさまざまな地図を重ね合わせて表示する地理情報システム(GIS)関係では、交通や環境、福祉、教育など国民生活に密接に關連する幅広い分野で利用できるソフトを開発。出産後の女性や高齢者らの在宅勤務を促す「テレワーク推進システム」づくりにも乗り出し、平成十七年度までに一万人の雇用創出を目指す。

国土計画面系の見直しでは、これまでの全国総合開発計画と国土利用計画を統合した新しい国土計画面系の構築に向け、国土審議会基本政策部会が今年末に打ち出す中間報告を受け、本格的な制度化に取り組む。

新規事業として、イギリスの「多基準分析」など海外での基盤投資を重点的・効率的に行う手法にならない、国内で公共事業を効果的に執行するための評価手法も開発する。

### 既存ダムを徹底活用

河川局関係は、事業費ベースで前年度比二・〇%減の二兆二五八億一四〇〇万円、国費ベースで同一・〇%減の一兆三〇三億四四〇〇万円となった。このうち重点七分野にリンクさせたのは一兆五二七三億円(事業費ベース)。既存ストックの新

たな活用策を打ち出し、環境対応では「自然再生事業」を創設するほか、都市再生への対応では都市型水害対策などに重点化した。

前年度並みの要求が認められているため、治水、海岸、急傾斜地の各事業の国費要求は一%減で足並みをそろえた。ただ、「大規模ダムの実施計画調査の新規凍結」を明記した省独自の公共事業見直し方針に従い、ダム事業予算は事業費、国費とも同局最大の削減幅に当たる前年度比三・〇%減に抑制。新規大型ダムの建設予算は計上せず、既存ダムを「徹底活用」する方針を打ち出した。

具体的には、利根川水系の複数ダム間で治水容量と利水容量を振り替え、効率的なダム運営を図る。天竜川の佐久間ダム(発電専用)のたい積土砂を掘り下げ、新たな治水容量を確保するといった二力所を対象に、実施計画調査費を新規要求した。こうした既存ダムの活用策によって、当面は数個分の治水ダムの建設が必要になる計算だ。

天竜川では、佐久間ダムから排除した土砂を下流に送り込み、浜松市周辺の海岸侵食に歯止めを掛けるこ

### 町村週報の購読

「町村週報」の購読を希望される方は、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

政 策

とも予定している。このように、ダムが水とともに土砂の流れをせき止め、河口付近の海岸侵食を招く問題が全国で顕在化しているため、貯砂ダムなどの設置工事費補助を目的とした「貯水池保全事業」を拡充し、補助ダムにたい積した土砂の除去事業を対象メニューに加える。

自然再生事業を創設

環境への対応では、従来の河道整備事業を再編して、「自然再生事業」を創設。直線に施工した河川を蛇行に戻し、湿地(ウエットランド)や干潟を復元する。具体的には、釧路湿原(北海道)で釧路川上流部を蛇行に戻し、湿地を侵食しているハノノキ林を伐採して土砂を掘り下げる。渡り鳥の飛行ルート直下にある鶴川(北海道)河口で、砂防突堤の建設や土砂搬入を行って干潟を再生する。木曾川(三重)河口の干潟を再生する。琵琶湖(滋賀)や宍道湖(島根)の湖岸のヨシ原を復元する。松浦川(佐賀)の岸辺に河畔林や湿地帯を形成することを計画。同事業の実施に当たっては、地域ごとの環境保全に取り組んでいる民間非営利組織(NPO)などとの連携を強化するのも特徴だ。

このほか、近年増加している集中豪雨による都市型水害に対応するため、これまで別々だった河川事業と、都市・地域整備局下水道部の下水道事業との連携を強化。両事業の総合的な計画を策定した上で、河川の水位、流量、雨量や下水道管内の

水位などを一覧できる情報提供システムを共同構築する。

成田空港へのアクセス改善

整備新幹線は、既存工区間の工期短縮などを盛り込んだ平成十二年末の政府・与党申し合わせを踏まえ、要求限度である前年度同額、七五〇億円を要求した。東北、北陸、九州の既存工区間の整備を進める。

都市鉄道では、都心と成田空港を結ぶ成田新高速鉄道の新規着手が目玉。完成すれば、都心から空港までが三〇分台で結ばれる。未整備区間の印旛日本医大 成田空港間(一九・一キロ)の建設や、高速化に伴う既設線の路形改良などで約一、三〇〇億円の事業費を見込む同鉄道は、三セク方式でインフラを整備し京成電鉄が運行する「上下分離方式」を採用。平成二十二年度をめどに営業を開始する。国交省と沿線自治体は、三セクへの財政支援措置として、「ニュータウン鉄道等整備事業費補助」の補助率をそれぞれ引き上げる。鉄道の安全対策では、京福電鉄の連続衝突事故などを教訓として、列車自動停止装置(ATS)を未設置の中小私鉄のうちとくに経営状況が厳しい私鉄に対し、ATSの設置を支援する緊急事業を実施する。

港湾拠点に廃棄物リサイクル

港湾整備では、国際競争力の強化を狙いに国際中核・中核港湾に重点

投資し、地方港湾の新規事業要求はすべて見送った。諸外国の港湾に比べて遅れている港湾諸手続きのワンストップサービス化に向け、港湾EDI(電子情報交換)の整備を引き続き推進する。

環境対策では、港湾を拠点に産業廃棄物などの大量リサイクル、海上処分を進める。「広域静脈物流ネットワーク」の構築に新たに着手する。港湾が持つ未利用地を活用して、船舶で輸送した廃棄物を臨海部のプラントでリサイクルしたり、海面処分場に最終処分する構想で、大量輸送により処理コストの低減を図る。

地方空港の新規事業見送り

空港整備は、大都市圏拠点空港に重点化する。具体的には、平成十七年三月の供用開始を控えて建設がピークを迎える中部国際空港の要求額が前年度比約三倍増。関西国際空港については、国交省と地元出資自治体が、二期事業の建設コスト圧縮やターミナルビルなどの一部先送り内容をとする経営改善スキームで合意。年末に向けて財務省と調整する。平成十四年四月にも暫定平行滑走路を供用開始することが固まった成田は、エプロンなどの基本施設整備を増強する。

大都市圏拠点空港への重点化に伴い、地方空港の新規事業はすべて見送った。びわこ、播磨、新石垣、小笠原の四空港新設と新千歳、秋田、山形、福島、新潟、佐渡、福井の七


空港の滑走路延長は、空港整備計画に盛り込まれていたが、積み残し扱いとなる。

羽田、成田に次ぐ首都圏第三空港調査では、国交省の検討会が第三空港建設よりも羽田再拡張を優先し、当面の航空需要に対応する方針を確認したのを受けて、羽田再拡張の調査費として一三億円を計上した。

自動車排ガス対策では、窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない低公害な圧縮天然ガス(CNG)車の普及を促進するため、改正自動車NOx法の対象地域となる予定の東京、大阪、名古屋の三大都市圏の自治体がCNG車の購入費を補助する場合に、補助額の半額を負担する制度を創設する。(時事通信社 三浦一紀)

お客様からの100の課題に、100の答えを示せる銀行でありたい。

- 信託業務 ●預金・為替業務 ●融資業務
- 年金業務 ●不動産業務 ●証券業務
- 個人財産総合コンサルタント業務



中央三井信託銀行

活 動

平成12年度 町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然的自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成十二年度事業概要および決算については、本年九月二十日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。

平成十二年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、ここ数年来減少傾向にあり、前年度比五、七八〇人(二・七%)の減少となった。

火災共済事業は、契約件数で前年度より三、三三三一件(二・六%)の減少となり、共済掛金も、前年度比一、四一九万九千九百八十九円(一・八%)の減少となった。風水害特約共済は、契約件数で前年度より六七一件(二・三%)の減少となり、共済掛金も、前年度比二〇九万九千九百八十九円(二・七%)の減少となった。

自動車共済事業では、契約台数は前年度比六、一六四台(二・七%)の減少とな

り、共済掛金も一億七、四七七万余円(二・九%)の減少となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比二、三三三一件(三・〇%)の減少となり、共済金合計において

も、三、三三三万九千九百八十九円(五・〇%)の減少となった。また、災害見舞金の給付については前年度〇件に比し、二六件、災害見舞金にして二五六万

余円の給付があった。さらに、風水害特約共済金の給付については前年度比一七七件(八〇・九%)の減少となり、共済金においても一億四、八三二万九千九百九十九円(七九・九%)の減少となった。

自動車共済事業では、支払件数で前年度比一四九件(一・三%)の減少となり、共済金においては、一億二、一八万余円(三・九%)の減少となった。

本年度における事業剰余金をもつてする事業利用分量剰戻金の配分率は、火災共済が四〇・五六%、風水害特約共済が四九・四〇%、自動車共済が一・二四%となった。

1、組合加入の状況  
平成十二年度未現在の組合員数は二二、四一九人で前年度に比し五、七八〇人(二・七%)減少した。また、出資金についても、前年度に比し一、六七万余円(一・一%)減の一億一、七〇二万余円となった。なお、本年度における剰戻金の一部を出資金に充当した額は五、五八一万余円となった。

表1 組合加入状況

Table with 4 columns: 区分, 人員, 口数, 出資金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表2 火災共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 共済契約件数, 契約口数, 共済掛金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表3 風水害特約共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 特約付加件数, 契約口数, 特約共済掛金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 契約台数, 共済掛金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

Table with 7 columns: 区分, 火災共済金(件数, 金額), 臨時費用共済金(件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金(件数, 金額), 失火見舞費用共済金(件数, 金額), 合計, 損害率.

(注) 印は減を示す。

表6 見舞金支払状況

Table with 4 columns: 区分, 件数, 見舞金, 一件当りの見舞金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

2、共済契約状況  
火災共済事業 契約件数は一二五、三九九件で前年度に比し、三三三一件(二・六%)減少し、契約口数も二二六、九九六口(〇・八%)減少した。このため共済掛金は一七億七、七七七



活 動

表7 風水雪害特約共済金支払状況

区 分	特 約 共 済 金		臨 時 費 用 共 済 金		残 存 物 取 片 づ け 費 用 共 済 金		合 計	損 害 率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成12年度	42件	32,218,443円	42件	4,832,758円	6件	252,341円	37,303,542円	11.3%
平成11年度	219	160,839,645	219	24,125,895	9	658,617	185,624,157	55.9
比較増減	177	128,621,202	177	19,293,137	3	406,276	148,320,615	43.9
増減率	80.9%	79.9%	80.9%	79.9%	33.3%	61.7%	79.9%	

(注) 印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

区 分	対 物 賠 償 共 済		対 人 賠 償 共 済		合 計		損 害 率
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
平成12年度	9,667件	1,925,515,224円	1,293件	1,249,036,048円	10,960件	3,174,551,272円	54.3%
平成11年度	10,179	2,012,233,316	930	1,289,504,522	11,109	3,301,737,838	54.8
比較増減	512	86,718,092	363	40,468,474	149	127,186,566	0.5
増減率	5.0%	4.3%	39.0%	3.1%	1.3%	3.9%	

(注) 印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成12年度	116件	3,480,000円	14件	1,400,000円	130件	4,880,000円
平成11年度	120	3,600,000	17	1,700,000	137	5,300,000
比較増減	4	120,000	3	300,000	7	420,000
増減率	3.3%	3.3%	17.6%	17.6%	5.1%	7.9%

(注) 印は減を示す。

表10 平成12年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 支払共済金	3,829,261,474円	1 共済掛金	7,956,590,680円
2 見舞金等	7,448,000	2 共済契約準備金戻入	6,761,689,000
3 管理費及び諸経費	2,357,760,478	3 資産運用収益	170,121,591
4 共済契約準備金繰入	6,877,444,000	4 雑 収 入	1,866,340
小 計	13,071,913,952		
経常剰余金	1,818,353,659		
合 計	14,890,267,611	合 計	14,890,267,611
1 税引前当期剰余金	1,818,353,659		
2 法人税等	227,252,044		
3 当期剰余金(計)	1,591,101,615		
4 前期繰越剰余金	68,456,685		
5 当期未処分剰余金(計)	1,659,558,300		

(注) 印は減を示す。

臨時費用共済金で一七七件八〇・九％(減)の四二件、残存物取片づけ費用共済金で三件(三三・三三％)減の六件となり、共済金の合計は一億四、八三二万九千七百九十九円九角減の三、七三〇万九千九百九十九円九角となり、損害率は、全体で前年度より四三・九ポイント低い二二・〇％となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、三〇四万余円の風水雪害特約共済支払準備金を計上し、平成十三年度に繰越すこととなった。

自動車共済事業

支払件数は、前年度に比し対物賠償では五二二件五・〇％減の九、六七七件、対人賠償では三三三件(三九・〇％)増の一、二九三件となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で八、六七七万余円(四・三％)減の一、九億二、五五二万余円、対人賠償においては四、〇四六万余円(二二・一％)減の二億四、九〇三万余円となり、共済金の合計は、前年度に比し一億二、七七八万余円(三三・九％)減の三、一億七、四四五万余円となった。

損害率は、全体で前年度より〇・五ポイント低い五四・三％となった。

なお、本年度は、既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一四億六、一〇六万余円の自動車共済支払準備金を計上し、平成十三年度に繰越すこととなった。

臨時費用

支払件数は前年度に比し傷害で四件(三三・三三％)減の一、一六件死亡は三件(一七・六％)減の一、四件となった。

また臨時費用の金額は傷害で二二万九千九百九十九円九角(減の三四八万九千九百九十九円)となり、臨時費用の合計は、前年度に比し四二万九千九百九十九円九角減の四八万九千九百九十九円九角となった。

万余円となり前年度より一、四一九万九千九百九十九円(〇・八％)の減となった。また、一件当たり平均口数は二〇二四、二〇二〇万円(〇・八％)となり前年度より四四、四〇〇万円の増となっている。

風水雪害特約共済

特約付加件数は二八、六二七件で前年度に比し六七一件(二・三三％)減少した。特約共済掛金も一億三、三〇〇七万余円(〇・九％)減の二億九、九〇七万余円となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二二・八％であった。

自動車共済事業

契約台数は二四、八三三台と前年度に比し六、一六四台(二・七％)減少した。共済掛金も五八億四、八五四万余円となり、前年度より一億七、四七七万九千九百九十九円(二・九％)減となった。また、一台当たりの平均共済掛金額は二六、〇二二円となった。

3、共済事故状況

火災共済

支払件数は、前年度に比し共済金で二三三件(三二・〇％)減の五一八件、臨時費用共済金で二三三件(三三・〇％)減の五一八件、残存物取片づけ費用共済金で八件(二〇・〇％)増の四八件、失火見舞費用共済金で一件(一〇・〇％)減の五件となった。

〇(減)の四件となり、共済金の合計は三、一三三万余円(五・〇％)減の六億一、七四〇万余円となり、損害率は、前年度より一・六ポイント低い三四・七％となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として一億四、〇七二万円の火災共済支払準備金を計上し、平成十三年度に繰越すこととなった。

見舞金

昨年度は支払がなかったものの、本年度においては二六件、二五六万余円の支払があった。

風水雪害特約共済

支払件数は、前年度に比し特約共済金で一七七件(八〇・九％)減の四二件、

情報

カプセル Now & New

新生児に絵本七冊を贈呈 北海道 海上町

創作童話の募集や外国童話を素材にした施設づくりなど、「童話村」をテーマにまちづくりを進めている町は、町に出生届を届け出た新生児に、地元出身の児童文学者などの絵本七冊を贈呈している。絵本を親子のふれあいや情操教育に役立ててもらうのがねらい。

子育てママを仲介 福島県 猪苗代町

町は、子育て支援策の一環として、町内の子育て経験者をして、「子育てママ」として登録し、母親の急用や急病等で子守りを必要とする家庭に対し、町が仲介役となって「子育てママ」を紹介する事業を実施している。報酬金額、預かり方法などは、当事者間の話し合いで決める。

行政コスト計算書を作成 埼玉県 埼玉村

平成十年度からバランスシートを作成している村は、より正確な行政コストの把握をねらいに、バランスシートに計上されない一年間の行政サービス活動のコストを示した行政コスト計算書を作成した。企業会計の損益計算書に相当するもので、町内レベルでの作成は全国初。

公共工事の予定 山梨県 檜形町外四町村

檜形町、白根町、若草町、甲西町、芦安村の五町村は、各町

村発注の公共事業について予定価格の事前公表を試行的に導入した。指名競争入札での土木・建設工事と測量設計業務委託が対象で、業者に発送する指名競争入札通知書で予定価格を公表している。

村直営のホテルがオープン 新潟県 黒川村

村直営のスキー場やビール園、第三セクター運営のゴルフ場などが整備されている村では、村直営のホテルとしては四軒目に当たる、胎内ロイヤルパークホテルがオープン、人気を呼んでいる。客室四三三室、収容人員二七人で、露天風呂、屋内プール等が整っている。

芸術振興基金を創設 長野県 真田町

昨春秋に開催した、星野富弘・花の詩画展」において、町民ボランティアの働きによって三百五十万円の剰余金が出た町では、その剰余金を活用し、「芸術文化振興基金」を創設した。著名な芸術家の展覧会や演奏会など芸術文化活動の経費に限定して活用していく。

ヒューマンクリエイター 岐阜県 萩原町

町の教育施設について提言してもらう特別職「ヒューマンクリエイター」を新設した町は、フリーアナウンサーでカラーアナリストの桶村久美子さんを同クリエイターに任命した。非常勤で、色を通じた独自の教育活動を展開してもらい、子供たち

の創造性を高めていく。

町民公募による 静岡県 吉田町

町民自身が考えるまちづくりのアイデアを行政に生かすため、町は一般公募した町民による、まちづくりGOGO委員会」を発足させ、活動を展開している。委員には町内の成人男女三十二人が応募。水と緑、教育、福祉などのテーマごとの分科会で議論を重ねている。

単身高齢者等に 愛知県 旭町

町は、単身で生活している高齢者などに昼食を配食する「単身老人等配食サービス事業」を実施している。対象は、六十五歳以上の一人暮らしの高齢者と夫婦ともに八十歳以上の二世帯で、申し込むと週一回昼食が配達される。利用料金は一食当たり三百円。

道の駅に温泉併設を計画 奈良県 御杖村

温泉源探査により国道が交差する神末(こうすえ)地区で温泉が出る可能性の高いことが分かった村では、神末に建設予定の「道の駅」に温泉を併設する計画を進めている。道の駅の機能に温泉を加えることで、集客増を図っていくのがねらい。現在温泉掘削に取り組んでいる。

韓国・襄陽郡と相互交流 鳥取県 大山町

町は、韓国・襄陽(やんやん)郡との相互交流を行っている。県からの提案をきっかけに今

春、訪韓団を派遣して合意されたもので、六月に襄陽郡主などが町を訪れ、また、大山の夏山開きにも招いた。一方、今秋郡で開催されたマツタケ祭りに同町関係者が訪れている。

奉仕活動中の事故に見舞金 山口県 田布施町

美しくて明るい豊かなまちを掲げる町は、町民に清掃などのボランティア活動に安心して参加してもらおうと、自治会などの団体が主催する奉仕活動で町民が負傷したり死亡した場合、最高三百万円の見舞金を支給する条例を制定した。

複式学級に補助職員を配置 宮崎県 三股町

担任の負担を軽減し、児童の学習効果を上げることをねらいに、町は、複式学級がある山間部の梶山小学校と長田小学校に補助職員二人を配置した。町が教諭経験者を独自に採用したもので、県内では初の取り組み。担任教諭と連携して児童を指導している。

海外留学する町民に奨励金支給 鹿児島県 桜島町

町は、海外留学を希望する町民に一律百万円の奨励金を支給する制度を実施している。対象は、自己負担で一年又は一学年以上国外留学する満十三歳二十五歳の町民で、受給した留学生又は保護者は引き続き同町に三年以上住むことが条件

カプセル Now & New

随 想

故郷と十二支



宮崎県町村会長  
北 方 町 長  
佐 藤 嘉 紘

随 想

馬と牛と犬と鼠と竜と猿が一つ屋根の下に住み、時には大きな声で笑ったり泣いたりしている奇妙な家が、私の家庭であり家族であります。私は宮崎県東臼杵郡北方町寅一〇三番地に午の年に生まれ、現在は丑の地区に丑年生まれの子供と、戌・子・辰・申年生まれの子供や孫と暮らしています。

私の故郷北方町は、二二〇〇平方キロメートルある土地を干支(子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥)の十二支で土地区分をしている日本で唯一の町であります。干支は今を遡ること約四〇〇〇年前、中国古代王朝である「殷」という国が、特別な占いに使ったとされる甲骨文字に始まるとされ、現存する最古の漢字資料とされています。最初に干支に接した日本人は、北部九州の弥生人で、中国から輸入された鏡に書かれた年号の干支を見てからと言われています。

「あなたは何年生まれ」、「今年は何年だ」とか、年賀状の図柄には干支の動物が欠かせませんし、旧暦の正月やお盆の慣わし、六月の土用の丑の日にうなぎを食べること、妊婦の岩田帯は五ヶ月目の戌の日を選ぶ習慣等、現在でも生活に深くかかわっているものが数多くあります。各地のお土産店でも干支に関する土産品がたくさんありますし、「草木も眠る丑三つ時」などはポピュラーな方といえましょう。

干支を圖案化した六二〇基の「干支の街灯」や「干支の道路標識」、「干支案内板」の設置、「干支石ケン」や「竹酢のえと姫」等の特産品の開発も行っています。

卯の地区には、旧建設省の手づくり郷土賞を受賞した吊り床版橋「うさぎ橋」や「干支大橋」、そして日本最大級の人工芝スキー場と風力発電(七五〇キロワット)を有する森林レジャー施設「ETORAND」を

はじめ、町内の小学校に入学する一年生が、小学校を卒業する時に支給する「ETOTつ祝金」十二万円等干支を中心とした町づくりを展開しています。

江戸時代に戸籍や徴税に用いられていた「門」制度が明治時代に廃止され、全国的に大字・小字・地番へと改められてきましたが、当時の北方は、総筆数が一九、五七七筆という膨大な数でした。天文学に優れた知識をもっていた第三代戸長古川定明(明治十二年、十九年に在職)は、明治十五年、宮崎県がまだ鹿児島県に併合されていた頃、発行した地券に干支を用いた朱印を押印して配布をしています。明治二十二年町村制施行時には、干支で完全に土地区分制が完成をしております。

それから一〇〇年以上の歳月が流れ、現在の本町の筆数も約五九、〇〇〇筆に増え、コンピュータ時代の行政業務においても、この干支の土地区分制度で、何の支障もなく事務処理が行えるのも、いかにこの制度が後世の土地事情を考慮した合理的なものであったのか、改めて先人の知恵に敬服させられるのであります。

中国四〇〇〇年の文化財「干支」は、こうして宮崎県北方町で町づくりの柱としていきいきと光り輝いています。

その中国から竹の子、生椎茸、野菜等々の農林産物が低価格で多量輸入され、本町の農家も打撃を受けている事実を、どうとらえたらよいの

でしょうか。

今年も又、中国、山東省から一九四五年に三菱鉱山槇峰鉱業所に、強制連行され労働を強いられ殉難した、七六名の御霊を祀る中国人殉難者慰霊祭を挙行し、殉難者の御霊に弔慰の誠を捧げるとともに、両国間の親善と平和のために尽くすことを約束した九月十一日でありました。

近くを流れる網の瀬川のせせらぎと虫の奏でるハーモニイが聞こえるこの季節に、これから先も、何年も何十年も引き継がれ、世界の恒久平和と繁栄を願う日があつて欲しいと思つのは欲張りでしょうか。

それとも雇用場が無く、農村の若者は都会に憧れ、少子化は更に進み、大切な行事も継続が難しい時代が来るのでしょうか。

うさぎおいしかの山、こぶなつりしかの川等のたくさん童謡が生まれた山村の価値は何でしょうか。人は皆、空気が美味しい、水がうまい、緑が美しいと言つ。それを造る自然はお金に換算されたことがあつたでしょうか。

農山村の発展充実こそが、総ての発展に繋がることを信じ、「いこい」と「ひと」と「もの」と「ふるさと」を大切に「日本唯一干支の町きたかた」の町づくりを努めていきたいと思ひます。

牛や兎、羊や馬や猿、猪の十二支の動物が歓迎します北方町へ是非一度、おいでください。

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 国土の将来像に関する世論調査まとめ

内閣府

内閣府はこのほど、「国土の将来像に関する世論調査をまとめた。

具体的には、生活環境、国土づくり、防災対策・環境、今後の国土整備など四点についての意識と、今後の国土づくりに力を入れるべき点の計五項目に関する調査を行っている。このうち、生活環境について、理想の居住地域は「どこか」という問いに対して、「地方の町村」と回答した人が前回調査から六・六%上昇し、二二・八%と最も高い割合を示した。また、「ほかのところに移り住む場合、どのようなところに住んでみたいか」という問いには、「生活が便利なところ」と答えた人が前回より六・七%減少して三五・五%となったのに対して、「自然環境に恵まれたところ」と答えた人は一・九%上昇して四三・七%となった。さらに、「自然環境」と答えた人は、移り住む際に考慮すべき点として、「医療・福祉の充実」、「希望する就業や所得の確保」等を挙げている。

このほか、今後の国土整備のあり方に関する意識の項目で、「地域づくりへの住民参加において、どの程度の規模なら参加したいと思うか」という問いに対しては、「自分の市町村程度の範囲」と答えた者が四一・四%と最も高く、特に町村で高い割合を示している。

## 地方税電子化推進協議会・具体的検討始まる

総務省

総務省は「地方税電子化推進協議会」の会長 金子 宏 学習院大学教授(幹事会の総括ワーキンググループ)において、この度地方公共団体に於ける地方税の電子化(インターネットを活用した申告システム(インターネット)の促進等をはかる具体的な検討を開始した。

これは、政府において、電子政府の実現の重要な柱の一つとして「電子自治体の推進」が打ち出され、その代表例として「地方税の電子申告」が位置づけられたのを受けて、総務省、全国知事会・市長会・町村会、全国地方税務協議会、学識経験者等の代表を構成メンバーとして、地方税の推進方策の確立、及び地方公共団体における地方税の電子化に関する重点施策の促進等により、地方税の電子化の推進を図るために設置されたもの。町村側からは埼玉県杉戸町の実務担当者が参画している。

検討項目については、申告項目等統一すべき制度的、技術的仕様地方公共団体の実情を踏まえた導入方針 導入後の地方公共団体間の協力(のあり方)その他地方税行政運営上の諸問題 その他地方税電子申告システム(の導入に当たり必要な検討事項)が挙げられており、必要に応じて地方公共団体、学識経験者その他有識者で構成する幹事会を設置し検討する

幹事会の開催を受けて総括及び個別税目についてワーキンググループを開催、より具体的な検討課題について、通信・放送機構と課題の提示・整理等連携しながら、おおむね整理がついた時点で幹事会に報告、また、必要に応じて報告書を取りまとめることとしている。

## 森林・林業基本計画答申

林政審議会

十月十五日、林政審議会は森林・林業基本計画の答申を行った。同計画は森林・林業基本法に掲げられた基本理念や施策の基本方向を具体化するもので、今後二十年程度を見通して、森林・林業施策の基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給・利用の目標、政府が講ずべき施策、施策を推進するために必要な事項を定めるものである。

計画では、全国の森林二、五〇〇万ヘクタールを、重視すべき機能に応じ、水土保全林(水源かん養、山地災害防止機能を重視)一、三〇〇万ヘクタール、森林と人の共生林(生活環境保全、保健文化機能を重視)五五〇万ヘクタール、資源の循環利用林(木材等生産機能を重視)六六〇万ヘクタールに区分し、それぞれの機能を発揮するような整備を進めることとしている。

また、この区分ごとに望ましい森林への誘導の考え方を提示しており、基本的には森林を一度に伐採、植林を繰り返す「育成単層林」を段階的に削減しながら、択伐等で徐々に更新する「育成複層林」を増やし、現行の森林面積を将来も維持することとしている。

木材の供給量については、十一年の実績二千万を、二十二年には二千五百万に、林道延長については十一年度末の二万七千kmを、四十年後には二七万kmとする目標を掲げている。

なお、この森林・林業基本計画は、十月二十六日、全国森林計画の変更とともに閣議決定された。